

ビデオカメラによる継続的監視（一）

鈴木 一 義

はじめに

第一章 アメリカ合衆国及びイギリスなどにおけるビデオ監視の動向

第一節 アメリカ合衆国における動向（以上、本号）

第二節 イギリスにおける動向

第三節 その他の諸国における動向

第四節 適法要件の検討

第二章 我が国におけるビデオ監視の動向
おわりに

はじめに

一 安全のためのより効率的な手段を開発すること、よりコストの低い犯罪予防戦略を見出すべきとの要請に直面して、世界中の捜査官は運用能力が高く、且つコストを低減する技術の採用に舵を切っている。そして、かかる方向

ビデオカメラによる継続的監視（一）（鈴木）

のもとで、管理・安全維持目的での監視のためのビデオカメラは、犯罪と戦い、人々と財産を損害から守るための貴重なツールと考えられるに至っている。ビデオカメラによる監視（典型的な例が監視カメラであり、特定の公的乃至私的領域を監視する目的でカメラネットワークを用いて、窃盗や暴行・テロ等の防止をも企図する）は、デジタル技術を用いる電子的監視の一内容をなすが、当該分野における科学技術の発達はハード面でのコストを下げ、自動化のレベルが上がっている（従って、多くの人々を同じコストで監視出来ることになるから、全体としてのコストも低減することになる）こともあって、公共の安全を脅かす存在と戦う手段としてコスト面で効率性の高い手段となっており、今や世界中の法執行機関は監視カメラシステムに依拠するところが多い。監視カメラ・ビデオカメラは、前記のように、自動化によって大量の監視を比較的少数の人的資源によって達成出来る（例えば、監視する側が一箇所にいた儘で、他の複数場所における人々の行動を監視出来る）という利点があるという意味で特に魅力があり、これによって警察力・捜査力を強化し、ひいては警察・捜査機関の守備範囲を拡大することが可能となる。小規模の捜査機関であっても、ビデオ監視技術の発達によって、ハード面・インフラ面でのコストが低減されて、より高次の捜査力を担保することが出来るのである。⁽⁴⁾

二 かかるビデオ監視などは、公共空間その他における対象者の行動を、対象者が画像などを取得されていることを気付かない儘に捕捉・追跡出来るので、人々の思想・表現の自由はこれによって制約される方向に傾くであろうし、監視されているという感覚を常に有することで人々の行動が変容し、そのことによって自由権に影響を及ぼすことがないとは言えない。また、かかる監視には濫用の危険性もある（事象を単純に記録する側面が強い初期の形態の監視カメラ⁽⁵⁾に比べて、技術の発達が著しいビデオ監視の方が、一被監視者に対する権利制約が質的に異なるかは格別―濫用の危険性は高い

ものと思われる⁽⁶⁾。犯罪者やテロリスト達が新しい技術を活用して公共の安全を脅かすため、法執行機関は無実の市民を守るために科学・工学技術を絶えず向上させて行く必要があるけれども、安全性を向上させる必要があるからと言って、プライバシーその他自由に関する権利（自分の行動が見知らぬ者に晒されては、人は一般に不快感を覚えるであろうし、人に見られているならばその人を振り返って凝視することでも不快感や和らぐかも知れないが、監視カメラを見ても不快感や和らがないのではないかと思われる⁽⁷⁾）が軽視されて良いということにはならない。プライバシーを擁護する観点からは、ビデオ監視は、被監視者、特に犯罪者でない者のプライバシーに対する脅威となる。この意味で、プライバシーの保護・自由の保護と公共の安全の維持の間でバランスを取って行くべきであることは言う迄もない。尤も、現実には、科学技術の発展と社会の変化はより侵襲的なビデオ監視の形態を要求しているかも知れない。安全に対する脅威に対処する極めて魅力的な装備として、ビデオ監視システムの重要性・有用性への認識は高まっており、プライバシー権と科学技術手段からの自由といった要素がやや退き、犯罪から人々を守るために、監視システムが設計されるべきとの論調が強まっているようにも思われる。しかし、この点については、更に翻って、自由の保護と安全の維持とをゼロ・サムで捉えない方向を模索すべきと考える。

三(1) ここで、監視カメラ (Closed Circuit Television、Closed Circuit Television camera、CCTV などとも表記されるが、閉鎖回路閉回路テレビカメラなどと特に区別して訳さず、監視カメラで一括する) とは、厳格に解すれば、閉鎖された回線(即ち、放送する形態を取らない回線) によって連結した、ビデオカメラを用いた電子的監視システムであり、これによって、一定の範囲の状況に関する視覚的情報について、捕捉・収集・記録・取次を行うものを言う⁽⁸⁾。ここからは、監視カメラシステムは、静止カメラのように単純なものに思えるかも知れないが、実際には、多数のカメラから構成され、

都市の中心部やその周囲などに配備されていることが多い。そして、監視カメラは、犯罪の予防⁽⁹⁾、捜査、公共の安全、住居のセキュリティの監視等々、様々な目的・機能を持つに至っているけれども、それは、単に画像を記録して保管するという受動的な技術のみでは最早なくなっており、人々を特定してその人々の行動記録の詳細を把握し、意思決定に影響を与えるような情報を伝えるという積極的・邀撃的な (Proactive) 存在へと変貌して来ている面もある⁽¹⁰⁾。個々のカメラが撮影した画像は、管制室に送られ、管制室では、多くのカメラの画像をリアル・タイムで確認・記録して、どの地点を重点的に監視すべきかなど、戦略的な判断を行うことが可能となるのである。

(2) ヴィデオカメラによる監視は、警察官が制服などに装備する Body Worn Camera (捜査官身体装着カメラ)⁽¹¹⁾ や無人機などに装着する形で秘匿的に撮影・監視する形態もあるが、本稿では、(1)で主に想定されるような、——必ずしも CCTV などに限定される訳ではないが——電柱の上とか壁などに監視カメラを設置するような形態、及びそれに類似すると言い得る、ヴィデオカメラによる対象者を継続的に撮影する形態⁽¹³⁾を主対象とする⁽¹⁴⁾。かかる監視カメラは、後にも触れるように、それ以外の監視技術と結び付いてネットワークシステムを形成しており、それらについても今後の検討課題と考えている。

四 本稿では、かかる監視カメラに対する手続的制約について検討を行いたい。まず、それらが我が国よりも活用されていると考えられる英米における動向を概観した上で (第一章第一節・第二節)⁽¹⁵⁾、そこで展開されている適法要件の議論について若干の検討を行う (第四節)。そして、次に我が国における動向について検討を行った上で (第二章)、英米の知見をも踏まえて、捜査の必要性と対象者の権利侵害のバランスを踏まえた今後の方向性について考察を行いたい (おわりに)。

第一章 アメリカ合衆国及びイギリスなどにおけるビデオ監視の動向

では、このようなビデオ監視について各国は如何なる対応を示しているのであろうか。ビデオ監視の発動に関して一定の統制を行う法規を定めている国もあり、それらにおいては多くの場合、基本権との衡量がなされた上で、プライバシー保護の減退と監視システムが対応しようとしている脅威との間で均衡が保たれなければならないとされている。ここでは、我が国刑事訴訟法に影響を与え、それゆえに我が国が比較の対象とすることの多いアメリカ合衆国と、ビデオ監視が開始された時期が早く、それゆえアメリカ合衆国の議論動向にも影響を与えているイギリスの状況などについて簡単に振り返ってみたい。⁽¹⁶⁾ 第二節でも触れるように、イギリスは犯罪防止の手段として監視カメラを広汎に活用していたが、一九九〇年代になって監視カメラは他の国でも広く使われるようになった。オーストラリア・ニュージーランド・南アフリカ・カナダやアメリカ合衆国が代表例であり、特に二〇〇一年九月一日、アル・カイダによってハイジャックされたアメリカン航空11便が世界貿易センターに突入等したテロ攻撃以降、監視カメラ・ビデオ監視システムが急速に増え、監視のための科学技術も発達して行った。⁽¹⁸⁾

第一節 アメリカ合衆国における動向

一 アメリカ合衆国の都市や法執行機関は、とりわけ前述の二〇〇一年九月一日のテロリストによる攻撃を一つの契機として、⁽¹⁹⁾ また、増大する犯罪統制を目的として、⁽²⁰⁾ 合衆国市民が直面する脅威の増加に対応出来る新たなツール

の開発に重要な関心を抱いている。⁽²¹⁾ 監視（ビデオ）カメラは、かかる監視技術の中では比較的古典的な形態ではあるが、科学技術の発達に伴い、その性能も向上して行った。

即ち、アメリカ合衆国の諸都市は、一九六〇年代以降公共の路上を見渡すカメラの設置を実施していた。一九六〇年代半ばには警察によって試験的に行われ、⁽²²⁾ その後多くの都市がこれに続いた。この初期のカメラ設置に代わって、後に、警察は、捜査の過程で特定の場所や人物から証拠を収集するために、公共のビデオカメラを継続して用いるようになって行った。⁽²³⁾ また、二〇〇一年九月一日の飛行機ハイジャックによるアル・カイダの突撃の際の画像に見られるように、法執行機関は、コンビニエンスストアや空港の「X」機器に見られるような私的に設置された監視カメラからも広範に画像を入手・活用している。⁽²⁴⁾ そして、更に、テロリズムの懸念や科学技術の発達によって、最新の科学技術⁽²⁵⁾を装備した広範なカメラ・ネットワークを、従前にも増して、都市や共同体は装備し始めている。⁽²⁶⁾ イギリスの動向と重なる面はあるが、二〇〇五年七月におけるロンドン爆破事件など、生命・身体への危険が一般の犯罪行為とは質的・量的に異なるテロの増大への対応に際して、監視カメラシステムへの評価が高まり、⁽²⁷⁾ 合衆国を初めとする世界中の法執行機関員・捜査官は、対象者予備軍を不断に監視し、テロリストや疑わしい人物を自動的に特定し、また対象者の場所移動を追跡出来る能力を持つ広範なネットワークを希求しているのである。そして、かかる匿名性を有する個人の行動を特定・追跡・捜査する新しいカメラ・ネットワーク技術はビデオ監視の性質を本質的に変化させているとも評されている。⁽²⁸⁾ 例えば、①観察技術の向上の面では、従前の監視カメラであれば視力は人間の肉眼程度であり視界も狭かったが、今やその機能は従前のカメラの捕捉範囲を幾何級数的に拡大しており、また、暗闇でも画質が鮮明に現れるようになっていいる。次に、②記録技術の面では、保管コストが低くなり、保管量が増大したこと

に加えて、デジタルビデオの記録がメタ・データによって保管されるなど、従前のアナログによる記録では実現出来なかったビデオデータの加工・処理が、技術の発達によって可能になっている。また、③追跡技術の面では、監視カメラ・ネットワークは、あるカメラの視界から次のカメラの視界へと対象者が移動して行く点を自動的に捕捉することが出来、法執行機関は、これによって、広い領域に亘って対象となる個人の行動を積極的且つ徹底的に追跡することが可能になっている。更に、④特定技術の面では、自動特定ソフトが発達を続けており、顔認証システムも完全ではないものの、継続して発達して来ている。⁽²⁹⁾

二 かかる増大するテロの脅威や、新たな科学技術のインパクトによって、公共ビデオ監視システムは、数のみならず範囲と規模においても劇的に発達しており、高度なセンサー機能が具備されたものもあって、監視の度合は高まっている。合衆国の諸都市では、遠方から来た者・車両の動きを警察が追跡出来るような包括的な監視システムが相当の支持を得ており、かかる包括的な監視システムを持たない都市であっても、数百台・数千台の監視カメラを活用するに至っている。そして、そのため、監視システムの効能について激しい議論が戦わされている。一方では、既に触れた点と重複するが、ビデオ監視は財産犯罪に若干の効果があるだけ（寧ろ、街灯を明るくする方が効果の度合は大きい）で、暴力犯罪には殆ど効果がないとか、伝統的な法執行以上の効能はないとの主張もなされており、その結果として、管理コストなどを勘案してビデオ監視計画を放棄した都市もある。しかし、他方で、犯罪の輪郭を突き止めるのにビデオ監視は有効であるという意見も有力であり、多くの都市・コミュニティではビデオ監視に賛同しており、テロ攻撃の抑止・捜査にビデオ監視技術は有効であるとも評されている。両極の主張の存在に照らすならば、ヴィ

デオ監視のコストや社会に与える影響とメリットとを慎重に衡量する作業が求められていると言えよう。ビデオ監視によって危険に晒される憲法上の権利・価値は、既に触れた点と重なるが、①プライバシー・匿名にして欲しいという権利⁽³⁰⁾、②表現・結社・移転の自由（対象者が誰であるかということ監視カメラが明らかに出来るようになると、対象者は委縮してしまい、自由な表現や集会活動などが困難になり、ひいては社会の開放性を阻害する）、③政府による説明責任・手続的安全（ビデオ監視は、適正手続といった手続的安全弁や、被治者に対する行為に関する政府による説明責任を法執行官が回避することを可能にする）、④平等の権利（ビデオ監視システムは、法執行機関員による差別的な使用に活用される危険性がある）などになると思われるが、これらビデオ監視によって侵害され得る権利・利益とビデオ監視の必要性との具体的事案における衡量が重要な課題となるであろう。政府・捜査機関側に、ビデオ監視システムによって監視すべき正当な利益がない場合には、憲法上の権利・利益が不当に制約されていると解する余地が高まるように思われる。

三 このようなビデオ監視を規律する法規は多くはない。アメリカ合衆国憲法において、公共の場では人はプライバシーの合理的期待は持たないとされ、人は隔絶される利益・匿名であるという利益を捜査機関によって奪われてはならないけれども、捜査機関がビデオカメラを使用することが、一般には、憲法第四修正の不合理な搜索・押収に該当するとされてはおらず、捜査機関が特定の人物に狙いを付け、自己の存在を隠して当該対象者を追跡することが許容されて来たと言える。表現の自由、平和的集会の権利等を保護する第一修正についても、第四修正と同様に、過度なビデオ監視によって自由が侵犯される可能性はあるものの、実際に侵犯を認めることについては、裁判所は

消極的であった。また、連邦法も間接的にビデオ監視に関わることはあっても、捜査機関によるカメラの使用について実質的に規律はして来なかった。例えば、ビデオ監視は、総合的犯罪防止及び街路の安全に関する法律第三編（一九六八年）の条項の射程外であったし、電子通信プライバシー法（the Electronic Communications Privacy Act: ECPA）（一九八六年）は、捜査機関が私人間の通信を傍受等することは規律するが、音声を捕捉しないビデオ監視には適用されない。⁽³¹⁾ また、愛国者法や外国情報監視法（the Foreign Intelligence Surveillance Act: FISA）を含む連邦の反テロリズム・外国情報法は、捜査機関等によるビデオ監視の発動を制約しただけでなく、テロに関する捜査における監視データの政府内での共有を効率化することにも寄与している。一方で、連邦法による規律は欠いているが、場合によって第四修正の適用可能性はあり、また、個人情報の収集・使用・移転に関して、データ収集目的や情報がどのように使われるかの通知、個人データの収集の同意、データ収集・活用等の過程への参加、誤用等からの情報の保護のために適切な安全手段等を設けること、個人情報情報の誤用等による違法行為の矯正・説明といった配慮を市民が付与されるべく、実務において運用がなされている。

更に、州法によってはビデオ監視の公共的使用について一定の制約を加えているものもある。その中においても、ビデオ監視に令状要件を課すなど高いバーを設定する州と公共空間でビデオ監視をする際に通知しなくとも軽微な瑕疵とする州があるなど、州の対応は区々に分かれる。ただ、州法はビデオ監視について詳細に規定したものは多くないと評される。

四(1) いずれにせよ、二〇〇一年九月一日のアル・カイダによる攻撃以降、公共空間におけるビデオ監視シス

テムなどにおける科学技術の発達は目覚ましく、従前の監視カメラによる場合と比べて、憲法的諸価値が危殆に晒されるリスクは格段に高まっており、かかるリスクと捜査の必要性との衡量の重要性は強まっていると言えよう。

(2) では、このような衡量は具体的にどのように行われているのであろうか。この点については、合衆国における裁判例の検討が重要となる。そして、電柱上に設置する形態の監視カメラに関する裁判例の状況は、収斂に至つておらず、若干の振幅を見せていると言えよう。即ち、*United States v. Cuevas-Sanchez* ⁽³³⁾ において第五巡回区裁判所は、被告人の有罪は認められたものの、傍論において、電柱の上に設置したカメラで、被告人の裏庭での行動を二ヶ月に亘つて記録することはアメリカ合衆国憲法第四修正の搜索であるとし、この結論を導くために、本件と *Ciralo* ルールやその他の有人機による上空からの監視の事案とを区別した⁽³⁴⁾。そして、監視の執拗性において本件は特殊な状況にあると捉え、大要、「本件のようなタイプの監視は、否定的な本能的反応を直ちに惹き起こす。無差別なヴィデオ監視は、*ジョージ・オーウェル*の描いたような国家の亡霊を惹き起こす。本件では、*Ciralo* と異なり、捜査機関による侵襲は、些細なものではない。一回上空を飛行するとか、通行人が屏越しにちらつと目を向けるといったものではない。本件では、捜査機関はヴィデオカメラを設置して被告人の裏庭での全ての行動を記録させていたのであり、些細な侵襲を伴う飛行機による観察という一つのアプローチが可能であるからと言って、*Ciralo* が如何なるタイプの監視をも認めるといふことにはならない。被告人には詮索好きな隣人や通行人から自由になる期待はなかったかも知れないが、誰か乃至何かによって常に見られている訳ではないという期待は有していた」と判示した。次に、*State v. Costin* ⁽³⁵⁾ は、当該事案でヴァーモント州憲法の定める搜索には該当せず、被告人が大麻を栽培していることを示すヴィデオテープの排除を認めなかった第一審に賛成しつつも、犯罪の抑止を狙つて適法な市民の行動を捕捉するために公共の場で無

差別にビデオ監視を狙う考えに反対する反対意見が主張された。更に、*United States v. Nerber*⁽³⁶⁾で、第九巡回区裁判所は、ホテルの部屋に隠されたビデオカメラが搜索に該当するかという点を分析し、大要、「隠されたビデオ監視は、法執行にとって利用可能な最も侵襲的な捜査手法の一つであり、ビデオ監視が我々を侵犯し得る広範囲で無差別な態様は、我々がどこにいるかにかかわらず、その発動が限定的な状況でのみ許されるべきであるということを示す。ビデオによる搜索は被告人に直接的に向けられるため、被告人には隠されたビデオ監視を免れる合理的期待がある。」と説いた。

だが、他方で、*McCray v. State*, 581A.2d45 (Md. Ct. Spec. App. 1990) は、「道路を横断する被告人を秘匿的にビデオ撮影することを、当該事案では、公共の場では被告人にプライバシーの合理的期待はなく、第四修正の問題を提起しない」として是認し、*Rodriguez v. United States*, 878F. Supp20 (S. D. N. Y.1995) は、「公道での行動に対する秘匿的ビデオ監視を認めており、また、*State v. Augata*, 992P. 2d723 (Haw. Ct. App. 1999) は、「近くの電柱上のカメラを用いての、公の舗道上の被告人に対する無令状でのビデオ監視を認めた。更に、*United States v. Vankesteren*, 553F. 3d286 (4th Cir. 2009) は、「電柱の上に設置したカメラは、被告人の住居の圍繞地内乃至その近くに設置されていた訳ではなく、オープンフィールド（開放地）における行動を捕捉していただけであるから、被告人にプライバシーの合理的期待はなく、第四修正に違背しないと判示した。このように、裁判所は、どちらかと言えば、捜査機関が公共の場や開放地を無令状で監視することを認める傾向が強かったと言い得よう。

しかし、更に、近時は、公共施設の電柱の上に秘密裏に監視カメラを設置して、それを用いて個人の庭を六週間以上亘って継続的に監視・記録していた行為について、侵襲の度合が異なると考え、*Ciralo*と区別して開放地にお

ける監視とは捉えず、被告人のプライバシーの合理的期待を侵して第四修正に反すると判示した裁判例も見られる⁽³⁸⁾。かかるアプローチに反対の裁判例も存するので、意見の一致が見られる訳ではなく、近時においても、裁判例に振幅が見られるものと思われる。

(3) 連邦最高裁は、*Katz* 判決において、現代的なプライバシーに関する判示を行った⁽⁴⁰⁾。物理的な場所が侵害されたか否かとは関係なく、個人にプライバシーの権利がある点を初めて明確にし、ハーラン判事の補足意見は、個人のプライバシーの合理的期待について二段構えの基準（①特定の行動において個人はプライバシーの主観的な期待を有しているか、②主観的期待があるとして、社会が当該期待を合理的と認識しようと考えているか）を示した。連邦最高裁は、その後、捜査機関が監視技術や追跡技術を用いた際に、ハーランの定式を用いると共に、*Katz* ではステewart判事が、第四修正は場所を保護するのではなく人を保護するのであると述べたため、公の場に到達し易い領域であつても個人が私的に保持しようとするものは憲法上保護可能であるけれども、保護すべき範囲の判断に際して場所を考慮することは不可避であつたためか、当初、公共空間でのプライバシー肯定には消極的な姿勢を見せていた。例えば、*United States v. Knotts* において⁽⁴¹⁾は、公道を自動車で移動している者には、ある場所から別の場所へと移動することについてプライバシーの合理的期待はないとし、警察が、ビーパーを無令状で隠して追跡した行為を支持した⁽⁴²⁾。しかし、今日の科学技術に照らせば、ビーパーは原初的な技術であり、もつと地引網的な高度な技術が、洗練された形で、対象者の監視・追跡を容易にしている。ここにおいては、第四修正がかかる捜査技術の変化にどのように対応して行くかの検討に際して、単一の明解な枠組みは確立されていない。この点、現在も裁判所では、新しい科学的技術が憲法上如何なる意味を持つかについて一般に *Katz* の基準を使っているが、かかる基準は使用に堪えず、判断ファ

クターを厳格に考えて行かないと憲法的諸問題に対応出来ないとの異論も呈せられている。⁽⁴⁴⁾

かかる見解は、「プライバシーの合理的期待」とは、仮定的な合理的人間が十分に安定的なプライバシーの期待を持っているということであるが、科学技術が広範に浸透し、使い易くなっている現状では、かかる期待は変容しており、人々が科学的機器を活用すればする程、当該科学技術の侵襲性は弱まり、プライバシーに関わるリスクは低減するとも言えるところ、合理的期待基準はかかる変化に対応出来ない。例えば、連邦最高裁は、*United States v. Kyllo*⁽⁴⁵⁾において、私人の家の内部で大麻を栽培しているであろうことを見抜くために警察が熱画像技術を用いたところ、さもなくば物理的侵入を要するであろう家の内部に関する情報を入手するためには知覚増幅技術を用いることは、少なくとも当該技術を人々が一般に用いていない状況では搜索に該当するという理由で、証拠の採用を排除していたが、侵襲的技術が安価となっており、一般人にも捜査官にも容易に入手し易くなっている、熱画像拡張機能がスマートフォンで利用することが出来る現状では、個人の期待の意味は変容し、プライバシーの合理的期待という基準は第四修正を保障する基準としては不相当となっていると捉える。また、*Katz*は個人のプライバシーに焦点を当てる反面、監視が侵襲するそれ以外の憲法的価値を適切に考慮しないと論じ、*Katz*以降発展して来たプライバシーの合理的な期待という不確かな枠組みは現代において適当でなく、第四修正の捕捉する利益の全範囲を考慮に入れる、より客観的なファクターを基に審査して行く必要があると論じる。⁽⁴⁷⁾

そして、このもとに本見解は、必ずしも監視カメラのみに限定される訳ではないが、公共空間で対象者を追跡する監視技術を検査機関が活用する点について分析の指針となる六つのファクターを掲げる。即ち、①対象者が監視を受けている期間の長さ（特に、検査機関が新たな技術を用いずに達成出来ると期待するような期間よりも長いかな否か、通常の場合

において捜査機関が監視に関わる場合に期待される期間より長いか否かが一つのメルクマールとなる。モザイク理論として批判の対象になることもあるが、長期間の監視は、対象者のプライバシーに重大な侵襲を行うことになり、多くの人間が毎日の活動において当然のことと考えているひっそりと過ごしたいという感覚を侵害することになるし、多量の情報の収集は、対象者の宗教・言論・結社の自由など第一修正上の権利をも侵害することになると考える。尤も、具体的に違法となる監視期間について明確な線引きがなされている訳ではない)、②費用や他の配分されている資源に照らして、広汎な監視に対する制度的障壁を低下させていること(捜査官が要する時間的・費用的コストがさほど多くなく、地引網的監視に対する運用上の障壁が低くなっていくか否かを裁判所は個別事案に則して柔軟に検討しなければならないが、従来の監視技術に比べて、新たな監視技術は時間面・費用面でも、また人的にもコストが低下しており、その結果、我々が慎重に保護しなければならない生活の細部が徐々に静かに侵犯されているとの指摘もある)、③個人の生活の全体像を描くためや、私的で秘密の瞬間を見つげるために記録が作成されること(監視技術が、事後に検証されるために記録を取っているか否かを裁判所は検討する必要がある。かかる記録は人間の生活の総体、個人間の交流を明らかにする主要な手法であり、政府がアルゴリズムや生体認証技術を用いて個人データを高速処理などすれば、隣人に監視・記録される場合とは大きく異なり、プライバシーに対するリスクは高まる)、④当該科学技術によって、本来ならば令状が必要な個人の家乃至その他の私的な領域から情報を収集・受領したこと、⑤伝統的には第四修正で保護されていると理解されて来た憲法上の権利の侵害(第四修正が歴史的に保護して来た情報の範疇があり、歴史にかかわる情報の遣り取りを捜査機関による侵襲から保護すべきことは相対的に明白であったため、新たな技術がそれらを侵襲可能な形で発達して来た場合、裁判所は当該技術の無令状による使用に制約を課して来た。このファクターが問題となることは稀であることが多いが、一旦問題となれば、憲法的権利の保全のために裁判所が注視することが重大な意味を持つことになる)、⑥単独では第

四修正に抵触しないかも知れないが、各々の技術を組み合わせたり、複合的に用いると第四修正にとつて重大なリスクとなり得る、多元的な監視技術の組み合わせ（例えば、プレートリーダーを監視カメラに設置して二四時間監視したり、監視カメラと、より精度の高い追跡機器を連結する場合などである。単独の技術だけでは第四修正に抵触しなくとも、他の手段と組み合わせり、相互に共鳴することで第四修正に抵触することがあり得る）がこれである。⁽⁴⁸⁾ また、これら諸ファクターのウェイト付けは決まっている訳ではないが、例えば、監視コストが低減すれば、一定期間内に収集される情報の総量が増大し、記録がなされれば、それら集積された情報が悪用され得るといふように、一つのファクターがクローズアップされれば他のファクターもそれに連動するような関係にあると言えよう。⁽⁴⁹⁾

(1) 我が国における監視カメラ・防犯カメラに関する研究の水準を示す業績として、星周一郎『防犯カメラと刑事手続』（平成二四年 弘文堂）。

(2) 後に触れるように、監視カメラに犯罪抑止力があるかには疑問も呈されているが、監視カメラが設置されていることで、人々の安心感が増し、被害者になるのではないかという不安感を低減するという効用はそれなりであるであろう。この点について、例えば、Wade Deisman, "CCTV Literature Review and Bibliography", 2003. また、捜査力強化という観点からの効用も認められるように思われる。

(3) 画像その他記録データの質は飛躍的に向上する一方で、データの管理コストも下がっている。他方、コストが高まる部分は、警察官に対する訓練面などであろう。

(4) かかる点は、捜査機関・警察においてのみならず、民間セクターにおいても同様であろう。日時・場所などメタデータ情報は、特定の人間・行動の探索を容易にするという利点もある。

(5) 本稿では、監視カメラ（この内容も仔細に見れば、閉回路の防犯カメラに加えて、自動ナンバープレート認識システムや、その他の画像を視認するシステム等と細分化することは可能であろう）とビデオ監視の表記を厳密に使い分けることは必

ずしもしない。

(6) 但し、既に述べたように、自動化によって監視に関わる人数が減るといふ点では、濫用の危険性は低減されるものと思われる。また、監視対象となっていない人々の画像にマスキングを施したり、隠す・ぼかすなどの配慮をしたり、保管されているデータを暗号化してアクセス制限を掛けるなどの面での科学技術も発達していて、濫用の危険性を最小化するような努力もなされている。

(7) また、法を遵守していないと思われたくないと考えるのならば、カメラに捕捉されないように自己の日常の行動を変えることを余儀なくされることもあり得、ここでも諸権利が侵害される恐れがあろうし、匿名でなく自分の素性が知れているとしたら安心して抗議活動等に参加出来ないから、思想を自由に表現する自由なども損なわれよう。更に、人種・宗教などを理由に特定の個人・集団が監視の標的にされるといふ意味で平等の権利にも関わることもある。この意味で、中央集権化された社会統制システムに組み込まれて自由が侵犯される点も懸念される点である。

(8) 但し、本稿における監視カメラは、必ずしも厳格な定義で用いられる訳ではない。また、監視とは、人の行動・同一性に関する情報入手する目的で、一定の地域において発生した人・車両・行動などを観察することと広く定義される。

(9) 監視カメラに犯罪の予防効果があるかについては賛否があり、結論は定まっていない。監視カメラは特に車両窃盗のような財産犯において犯罪減少に寄与するとか、リスクのある地域と関連付けて、リスクが高い地域における監視カメラは、リスクが低い地域に設置される場合に比べて、犯罪抑止効果があるとの研究がある一方で、監視カメラは他の犯罪防止の取り組みと連携しているため、抑止効果の信頼性を評価することは難しいとの指摘もなされている(無論、リスクが高い地域における監視カメラと、他の犯罪防止手段とを組み合わせることで、犯罪抑止効果が更に高まると考えることも可能であろう)。See e.g. Eric L. Piza, *Police Technologies for Place-Based Crime Prevention*, Rutgers Center on Public Security, 2019, New Jersey, USA, 37-.

(10) See e.g. Information Commissioner's Office, "In the picture: A data protection code of practice for surveillance cameras and personal information", 2017.

(11) 捜査官身体装着カメラについては、別稿を予定している。

(12) 無人機による監視については、鈴木一義「無人機 (unmanned aerial vehicle) の研究 (一)～(四・完)」『法学新報』第一

二〇卷第三号（平成二五年）、第二二卷第一・二号（平成二六年）、第二二卷第五・六号（平成二六年）、第二三卷第三・四号（平成二八年）。

(13) 第二章第二節で検討する、東京地判平成一七年六月二日や、さいたま地判平成三〇年五月一〇日のような事例を想定している。従って、必ずしも電柱乃至それに準ずる柱上や壁にカメラを設置する形態を取るとは限らない（被告人の自宅周辺などを、カメラを設置して撮影する形態も含む）が、捜査官身体装着カメラや無人機にカメラを搭載する形態程、機動的な態様は主としては想定していない。

(14) 但し、特定行為や特定人を対象とした事前設置カメラによる撮影と街頭防犯カメラによる撮影とは、後者が被撮影者の任意の協力や同意を得ることが考え難いために、許容要件として考慮される要素に相違がある点が指摘されている（星周一郎・前掲書『防犯カメラと刑事手続』一七五頁、二〇〇頁など）。しかし、個別事案においては、事前設置カメラによる撮影と街頭防犯カメラによる撮影とで似通って来る面もあり、それゆえ、考慮要素も重なって来る場合もある点に鑑み、本稿では、両者を検討の主対象とする。

(15) 付随して、英米以外の諸国の動向についても概観する（第一章第三節）。

(16) アメリカ合衆国の動向について、例えば、A report of The Constitution Project's liberty and security committee, "GUIDELINES FOR PUBLIC VIDEO SURVEILLANCE", 2007.2; Clive Norris, Mike McCahill, David Wood, "The Growth of CCTV: a global perspective on the international diffusion of video surveillance in publicly accessible space", 2Surveillance & Society, 114-(2004).

(17) 写真画像と犯罪統制の関係は写真の誕生時に迄遡る。一八四〇年代に至る迄に犯罪者層を写真によって特定し得る可能性が明らかになっており、一八五〇年代半ばには、英仏で、受刑者の撮影が逃走防止のために寄与すると考えられて促進された。テレビ画像も同様であり、一九二六年に最初のテレビ画像が放映され、一九三五年には、監視カメラの原初的な形態が、イギリスのチェスターフィールドで用いられた。ここでは、警察が、路上での違法賭博の証拠を収集するために対象者を秘密裏に撮影する技術を用いたのである（本試みは、費用が高くついたため、中止された）。また、一九四七年には、王室の結婚式のテレビによる放送場面を、巡回官の効率的運用をフォローするために警察が用いることを許可すべきとの要請がなされた（但し、当該要請は費用面の理由で退けられた）。そして、テレビ画像が通常の警察活動に寄与するという考え方が生じ、

一九五〇年代に、交通状況の確認の手助けとするために警察が監視カメラを用い始めた。Clive Norris, Mike McCahill, David Wood, "The Growth of CCTV: a global perspective on the international diffusion of video surveillance in publicly accessible space", *supra* at 110-1; Daniel Marshall, Terry Thomas, *Privacy and Criminal Justice*, Palgrave Macmillan, UK, 2017, 133-.

- (18) 監視システムの拡大の背景には、監視のための科学技術の発達その他に、人々が伝統的な共同体から離脱して行きつつあったこと、犯罪者への対応が、犯罪者個人に焦点を当てるアプローチから、リスクを最小化する手段として母集団全体を規律する保険計理的なアプローチにシフトしつつあったこと、商業化の発展に伴い、都市の繁華街が安全な場所として消費者を惹き付けるために監視カメラが重要な役割を果たしたことも、指摘されている。See e.g., Dean Wilson, Adam Sutton, "Open-Street CCTV in Australia: A comparative study of establishment and operation", 2003, 18-9.

(19) 本攻撃を契機に、法執行においても民間ビジネスにおいても、ビデオ監視やセキュリティカメラシステムに多大な投資が行われるようになった。See e.g., JOHN PAVLETTIC, "THE FOURTH AMENDMENT IN THE AGE OF PERSISTENT AERIAL SURVEILLANCE" 108 J. Crim. L. & Criminology 171-176 (2018).

二〇二二年には、合衆国国立公園局 (the National Park Service) は、ワシントン D.C. のナショナル・モール (the National Mall) の全ての主要な記念像などに監視システムを設置する計画を公表した。

また、国内ではないが、二〇〇五年七月のロンドン同時爆破事件においても、監視カメラが爆破被疑者特定に寄与するなど特殊な監視装置の価値に関心が寄せられた点も、契機となったと言えよう。

- (20) 連邦レベルでは、テロに対する関心も高いが、州・各地のコミュニティにおいては、ビデオ監視システム導入の要求は、犯罪統制の需要から生じていることが多い。See, e.g., A report of "The Constitution Project's liberty and security committee, "GUIDELINES FOR PUBLIC VIDEO SURVEILLANCE", *supra* at vii.

- (21) 他方、当然ながら、逆に、自由主義者などは、法を遵守している市民の行動も不可避免的に捕捉してしまう監視システムの侵襲性に懸念を抱くことになる。

- (22) 一九六六年、ニュージャージー州のホーボーケン、続いて、一九七一年、ニューヨーク州マウントバーノンで行われた。ただ、ホーボーケンでは五年間で二件の逮捕のみであり、マウントバーノンでは三年間で一件の逮捕も得られず、結果が貧

困であったこと、資金面の理由から、これらの試行は停止された。

- (23) 一九九七年の監視カメラについての初の国家的調査においては、僅か一三の都市警察が、商業地区及び住宅地区での徒歩による行き来を主として監視する目的で監視カメラシステムを用いるに止まっていたが、二〇〇一年迄に二五の都市が公共領域を監視するようになり、監視カメラシステムの数は漸進的に増大した。当初はモールや博物館などを監視する小さいシステムであったが、次第にワシントンD.C.の場合のように非常に大規模なシステムに発達して行った。このように合衆国では、監視カメラ技術を開始したのは比較的遅かったものの、一方で、ヨーロッパ諸国同様、私的領域における発達には目覚しいものがあった。一九九六年の国家的調査では、企業の七五%が監視カメラを用いていたとされている。この企業による従業員の監視カメラ（これに止まらず、GPSやメール監視ソフト等も用いられる）による監視は、従業員の窃盗・暴行・妨害工作に対応したり、仕事面でのパフォーマンスを測定するため等に用いられ、公共セクターを含めて多数の雇用者が活用するに至っており、これに伴って、従業員の工作上的セキュリティやプライバシーなどの権利侵害のリスクも増大してゐる。See e.g. Stuart S. Waxman and Frank G. Barile, "EYE IN THE SKY": EMPLOYEE SURVEILLANCE IN THE PUBLIC SECTOR" 79 Alb. L. Rev. 131 - (2015/2016).

- (24) 猶、二〇〇一年における警察署長の国際協会 (The International Association of Police Chief) による調査では、合衆国における法執行機関の八〇%が何らかの形態で監視カメラを活用していた。多くの警察官は携帯電話に監視カメラを備えて、逮捕・勾留手続をチェックしていたという。Clive Norris, Mike McCahill, David Wood, "The Growth of CCTV: a global perspective on the international diffusion of video surveillance in publicly accessible space", *supra* at 114.

- (25) 顔認識技術が導入されたり、その信頼性に異論はあつたけれども、生体認証技術による画像探査技術も試行された。

- (26) 九・一一事件が起ころなかつたとしても監視カメラは合衆国において劇的に発達したであろうが、九・一一事件を契機にテロリストによる攻撃に注目が集まり、監視カメラにおける監視技術や認証技術が急速に伝播し、監視カメラが公立学校で生徒の動きを監視するために取り付けられたり、交差点で赤信号を無視して走る自動車を捕捉するために設置されるなど、監視カメラによるビデオ監視が広く用いられるようになって行った。既に触れているように、監視カメラは、他の多くの科学技術と組み合わされて用いられている点特徴的であり、顔認証システムや狙撃探知システム、赤外線画像、高度分析ソフトなどの諸技術がその例である。

- (27) テロに対する監視カメラシステム自体は、例えば、アイルランド共和国軍のテロの脅威に対処する目的でのカメラに見られるように、従前から存在したものである。
- (28) See e.g. A report of The Constitution Project's liberty and security committee, "GUIDELINES FOR PUBLIC VIDEO SURVEILLANCE", supra at 4.
- (29) 一方、既に触れたように、監視対象者でない者の顔を自動的に隠すデジタル・マスクング技術や、保管データを暗号化する技術の発達など、科学技術の発達による侵襲的効果を逆に緩和する技術も発達している点にも留意すべきであろう。
- (30) プライヴァシー侵害には、一人でそっとしておいて貰いたい権利が制約されるという点の他に、例えば、監視者の見る画像がプライヴァシー保護処理がなされていないために、悪意ある監視者によるプライヴァシー侵害行為がなされる可能性がある点、悪意ある人物の行為により記録画像が流出して画像中の人物のプライヴァシー侵害がなされる可能性がある点がある。坂本雄児「監視カメラ画像の可逆的プライバシー保護技法」『映像情報メディア学会誌』第七一卷第三号（平成二九年）一一〇頁、一一六頁。
- 仮に公共空間であつても、多くの人は匿名でありたいという期待を持つとも考えられ、そうであるならば、対象者を特定出来るカメラの広汎な活用は、かかる期待利益を侵害するとも言えよう。
- 既に一九八〇年代においても、公共空間における個人に対する継続的なビデオ監視は、警察による捜索に該当し、犯罪活動に関与しているという個別の嫌疑が要求されるころ、ビデオ監視における大量監視において、捜査官は個別の嫌疑を通常持たないため、アメリカ合衆国憲法第四修正を侵害し得るといふ議論が見られた（但し、公共空間においてはプライバシーに対する合理的期待はないので、継続的なビデオ監視は第四修正に該当しないであろうという見解が合衆国では多数説であつたとされる。Dean Wilson, Adam Sutton, "Open-Street CCTV in Australia: A comparative study of establishment and operation", supra at 22.)。
- (31) 尤も、ビデオ画像からなる通信を捜査機関が傍受する場合は、電子通信プライバシー法第三編を修正した傍受法 (the Wiretap Act) が適用されるし、捜査機関が、保存された個人のビデオクリップ (画像) にアクセスする場合には、やはり電子通信プライバシー法の一部をなす通信保存法 (the Stored Communications Act) が適用される。しかし、ビデオ監視カメラなどに見られるだけでは、傍受や保存されている画像にアクセスすることには該当しない。See e.g. Daniel

J. Solove, Paul M. Schwartz, *Privacy, Law Enforcement, and National Security* 2nd Edition, 2018. Wolters Kluwer, United States, 126.

- (32) See e.g., *United States v. Mesa-Rincon*, 911F.2d1433 (10th Cir.1990) 「議会は、ビデオ監視に対して憲法上の要件を与えていないが、一般的な第四修正はビデオ監視に依然適用可能であり、捜査機関が当該要件を遵守しない場合には、関連証拠の排除が必要である旨判示した」。
- (33) 821F.2d 248 (5th Cir.1987). 大麻所持で有罪とされた被告人が、所有地に対する違法なビデオ監視(連邦捜査官は、一〇フィートの塀のある被告人の裏庭を監視するためにビデオカメラを設置した)を理由に証拠排除を申し立てた事案で、第一審は、被告人の主張を退けていた。
- (34) *California v. Cirabolo*, 476U.S.207 (1986). 裏庭で大麻を栽培しているとの匿名電話を受けて、警察官が被告人宅へ赴いたところ、高い二重の塀に囲まれていて地上から裏庭を見ることが出来なかったため、警察官が自家用飛行機を用いて、上空から被告人宅の大麻栽培を裸眼で確認、三五ミリの標準カメラで写真撮影したという事案で、連邦最高裁は、大要、「捜査官は飛行機から一般公衆が見ることが出来たものを見たに過ぎず、飛行機が普及した今日、一〇〇フィートの上空から肉眼で大麻栽培が撮影されることに対して、憲法上保護されるという期待は合理的とは言えない。」旨判示した。また、*Florida v. Riley*, 488U.S.445 (1989) において、連邦最高裁は、「Cirabolo判決が先例として適用されるとした上で、航行可能な航路において四〇〇フィートの高さからヘリコプターで家屋の周りを二回旋回していた捜査官の行為は、第四修正の保護のもとでの捜索に該当しないと述べた。有人機に関する裁判例の概観については、鈴木・前掲「無人機 (unmanned aerial vehicle) の研究 (二)」第三章第一節第二款。
- (35) 720A.2d 866 (Vt.1998). 警察が、被告人が大麻を栽培していると疑った場所から約六五フィート離れた木にビデオカメラを設置したという事案で、被告人は、自己の土地においてビデオカメラで監視されないというプライバシーの合理的期待があり、警察は事前に令状を入手すべきであった等と主張した。
- (36) 222F.3d597 (9th Cir.2000).
- (37) 贈収賄のコンスピラシー等で有罪とされた被告人が、路上を渡っているところをビデオ録画された点につき、証拠排除が主張されていた。

- (38) Order Granting Defendant's Motion to Suppress, *United States v. Vargas*, No. CR-13-6025-EFS (E. D. Wash. Dec. 15, 2014). その他、短時間、上空を低空飛行する Cirrilo と継続的監視とは異なり、被告人の裏庭を無令状で長期間ビデオ監視することに懸念があり、捜査機関が対象者の裏庭を継続的に三週間以上も秘密裏に撮影する（カメラが左右上下に動き、ズーム機能や、生の画像を捜査官に配信する機能も持つ）ことを望む者はいないと述べた（当該事案で、憲法違反があるとはしなかった）裁判例もある。 *United States v. Anderson-Bagshaw*, 509F. App'x 396 (6th Cir. 2012). 更に、 *Shater v. City of Boulder*, 896F. Supp. 2d 915 (D. Nev. 2012) は、対象者の裏庭を約二ヶ月間撮影する行為は、捜索に当たると認定している（かかる、警察の地引網的活動は、裸眼による観察とか捜査官による一回の写真撮影とは全く異なるとする）。
- (39) *United States v. Houston*, 813F. 3d 282 (6th Cir. 2016) は、アルコール・タバコ・火器及び爆発物取締局（ATF）の捜査官が、約二〇〇ヤード離れた電柱上に秘密裏にカメラを設置し、被告人のトレーラーや私有不動産を一〇週間に亘って無令状で監視することは、被告人にプライバシーの合理的期待がなく、第四修正に反しないと判示した。
- (40) 389U. S. 347 (1967). 連邦最高裁を中心としたアメリカ合衆国の裁判例の動向については、鈴木・前掲「無人機 (unmanned aerial vehicle) の研究 (一)」第二章第一節。
- (41) 460U. S. 276 (1983).
- (42) 一方で、ピーパーが個人の家に入り、入手するのに令状が必要であるような情報を明らかにした場合には、かかる行為は捜索に該当すると判示した。 *United States v. Karo*, 468U. S. 705 (1984).
- (43) その後も、例えば、被告人の妻名義で登録された、公道上を走行する車両に対し、捜査機関が令状で許可された期間を超えて二八日間に亘って監視し、二〇〇頁以上の位置情報記録を取得した事案について、連邦最高裁多数意見は、プライバシーの合理的期待基準はコモンスローの侵襲アプローチに取って代わったものでないとした上で、物理的侵襲というファクターを重視して捜索に該当するとしたが、同意意見 (Alito 判事) はプライバシーの合理的期待を侵害すると説明しており (*United States v. Jones*, 565U. S. 400 [2012])、また、携帯電話内のデータに対する無令状捜索の適否が問題となった *Riley v. California*, 134S. Ct. 2473 (2014) でも、連邦最高裁はプライバシー侵害の有無を勘案している（逮捕により被逮捕者の身体・携帯している所持品のプライバシーは縮減するものの、多量の情報を内包している携帯電話・スマートフォンは、厚く保護されるべきであるとした）。そして、携帯電話利用者の基地局位置情報の取得が捜索に該当

するかが問題となった、近時の Carpenter v. United States, 585U.S. ___ (2018) においても、基地局情報を通じて取得される身体の移動の記録について、個人はブライヴァシーの合理的期待を有していると判示しており、当該事案におけるブライヴァシー侵害の程度が Jones 判決を超えて、Riley 判決に比肩するものであると捉えたと言い得る（尾崎愛美・亀井源太郎「基地局位置情報取得捜査と令状の要否」『情報法制研究』第四号〔平成三〇年〕二五頁、柳川重規「位置情報の取得」『刑事法ジャーナル』第五九号〔平成三二年〕四三頁など）。猶、本 Carpenter 判決は、その射程を狭いものと捉え、セキュリティカメラなどの在来の監視技術・ツールを問題視するものではない旨述べている。

(44) See e.g. Rachel Levinson-Waldman, "HIDING IN PLAIN SIGHT: A FOURTH AMENDMENT FRAMEWORK FOR ANALYZING GOVERNMENT SURVEILLANCE IN PUBLIC" 66 Emory L.J. 527-550-(2017).

(45) 533U.S.27 (2001).

(46) 既に触れた、第一修正によって保護される言論・結社の権利などがこれである。

(47) Rachel Levinson-Waldman, "HIDING IN PLAIN SIGHT: A FOURTH AMENDMENT FRAMEWORK FOR ANALYZING GOVERNMENT SURVEILLANCE IN PUBLIC", supra at 554-5. 多元的基準は完全には客観的ではなく、裁判官の選好が反映されるが、多元的ファクターを用いて分析することは、裁判所が困難な問題と取り組むことを促すとする。

(48) これらファクターは技術的に中立的なので時の経過にも堪えるものであり（技術的要素が強いファクターだと実務的な結果を適切に把握することが出来なくなるとする）、また、衡量であるため結果が流動的であることを懸念するならば立法的解決を志向することになるけれども、多様な程度のブライヴァシー保護を認める諸州法のパッチワークは第四修正が問題となる際には適切でないとして、立法的アプローチだけでは不十分であると述べる。Rachel Levinson-Waldman, "HIDING IN PLAIN SIGHT: A FOURTH AMENDMENT FRAMEWORK FOR ANALYZING GOVERNMENT SURVEILLANCE IN PUBLIC", supra at 555-559.

(49) そして衡量の結果、第四修正の問題と考えられると、妥当な手続は、通常、令状を求めるということになろうし（例外事情として、緊急情況の例外とか、特別の必要性理論などがある）、相応の基準が満たされない場合、当該監視は限定されるか、中止されることになる。Id. at 580-.

（日本比較法研究所嘱託研究員）